

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	平成27年3月10日現在で法務省が把握した無戸籍の学齢児童生徒 142名（小学生相当年齢116名、中学生相当年齢26名）
【調査自治体】	104市区町村教育委員会
【調査時点】	平成27年3月31日

1 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

① 域内の公立学校に就学している	137	96.5%	※
② 区域外の公立学校や国私立学校へ就学している	4	2.8%	
③ 就学していない	1	0.7%	
計	142	—	

※現在、教育委員会において関係機関と緊密に連携し、保護者に就学義務の履行を促している。

2 就学している児童生徒の登校の状況

① 適切に学校に登校している	133	94.3%
② 欠席が目立つ	2	1.4%
③ 不登校状態となっている	6	4.3%
計	141	—

3 未就学期間の有無

① なし	135	95.7%	※
② あり	6	4.3%	
計	141	—	

※未就学期間は、それぞれ1か月、6か月、1年8か月、3年、7年5か月、7年6か月。

4 未就学期間があったことによる学習上の課題の有無

① なし	3
② あり	3
計	6

【課題及び対応の状況】

- ・習得すべき知識が欠けており、別教室で個別指導を行っている。
- ・基本的な生活習慣や体力面に課題があり、個別の指導計画に基づいた指導を行っている。
- ・特別支援学級に在籍し、個別の指導を受けている。

5 スクールソーシャルワーカーの支援の状況

① 受けている	1	0.7%
② 受けていない	138	97.9%
③ スクールソーシャルワーカーの配置を行っていない	2	1.4%
計	141	—

6 スクールカウンセラーの支援の状況

① 受けている	4	2.8%
② 受けていない	137	97.2%
計	141	—

7 準要保護・要保護の状況

① 要保護児童生徒として認定されている	17	12.1%
② 準要保護児童生徒として認定されている	32	22.7%
③ 受けていない	92	65.2%
計	141	—

※全児童生徒に占める要保護児童生徒の割合1.5%、準要保護児童生徒の割合14.1%（平成24年度）

8 生活上の課題の有無

① 課題がある	23	16.3%
② 課題はない	118	83.7%
計	141	—

【課題及び対応の状況】

〈戸籍記載に向けた手続き等〉

- ・保護者のみでは戸籍記載に向けた手続きが困難であり、法務局、児童相談所、弁護士等が支援中。
- ・関係機関において繰り返し説明を行っているが、保護者の理解が得られず、戸籍記載に向けた手続きが進まない状況。
- ・関係機関の支援により住民票や健康保険等の手続きが行われ、戸籍記載に向けて手続中。
- ・無戸籍であることから、支援が必要な児童として関係機関が連携し対応中。

〈学力・学習状況〉

- ・不登校により学力等に課題がある。月1回放課後登校させるとともに、保護者に生活の様子について確認をしている。
- ・国語や算数の学力に課題が見られる。担任や指導助手が中心となって授業中の言葉かけや支援に努めている。
- ・平仮名は書くことができるが、足し算・引き算の繰り上がり・繰り下がり難しく、九九ができないなど課題がある。年齢相当よりも体格も小さめである。
- ・漢字を読むことはできるが書くことができない。
- ・入学して間もないが、学習の遅れが見られることから、個別の対応を検討中。
- ・通級による指導を受けており、学習支援員が関与。
- ・自閉症傾向があり、特別支援学級に入級。

〈家庭の養育力〉

- ・身体的虐待や、家庭での食事が十分でなかったり入浴が滞ったり等のネグレクトの疑いがあり、児童相談所や警察等と連携して対応中。
- ・児童相談所の措置等により、児童養護施設へ入所中。
- ・離婚等により家庭環境が不安定。
- ・不登校となっているが、保護者との連絡がとりにくい状況。
- ・給食のない日には、学校を欠席しがち。
- ・給食費等を滞納。
- ・関係機関が働きかけているが、児童手当の申請ができていないほか、予防接種等も受けられていない。